

退職給付会計実務シリーズ⑩

最近のIASBにおけるIAS第19号に関する議論

年金数理人 しばた しんいち 柴田 伸一

IASB（国際会計基準審議会）は、IFRS（国際財務報告基準）において退職給付に関する会計を取り扱うIAS第19号の改訂プロジェクトを進めており、第1フェーズとして2011年6月に改訂IAS第19号を公表している。またIFRS解釈指針委員会（以下、「解釈指針委員会」）では、IASBにおける作業プログラムとは別に、短期的に解決できるものを中心に様々なトピックスを検討しており、その中にはIAS第19号に関するものも含まれる。

今回の退職給付会計シリーズは、最近のIASB（解釈指針委員会を含む）におけるIAS第19号に関する議論を紹介する。

Paper、IAS第19号「従業員給付」の改訂に係る予備的見解）、2010年4月に公開草案（Exposure Draft）、2011年6月に改訂IAS第19号を公表している。改訂IAS第19号の主な修正内容は、①認識（遅延認識の廃止）、②表示（確定給付負債（資産）の純額のすべての変動を勤務費用、利息純額、再測定に分解した上で各要素の表示を決定）、③開示（開示の理解可能性及び有効性の改善のため開示項目を整理・拡充）である。

第2フェーズでは、年金及び関連する給付のより根本的な事項が議論される見込みである。これについては、2012年12月にIASBが公表したアジェンダ・コンサルテーション2011のフィードバック・ステートメント*1で、「より長期のプロジェクト」として識別されている。また、IAS第19号に関連するトピックスとして「割引率」が「優先的調査研究プロジェクト」として識別されている。

IASBにおける作業プログラム

IASBは、近年、IAS第19号の改訂プロジェクトを進めており、2006年に第1フェーズのプロジェクトを開始、2008年3月に論点整理（Discussion

割引率	<ul style="list-style-type: none"> 「優先的調査研究プロジェクト」として識別 IAS第19号に限らず、多くの基準が、将来キャッシュ・フローの見積りのために使用しなければならない割引率を特定又は参照している。様々な基準で、個々の基準の目的に応じて、異なる割引率を特定している この調査研究プロジェクトでは、IFRSにおける割引率の要求事項を調査し、これらの相違がなぜ存在するのかを説明し、IASBが対処すべき不整合があるのかどうかを評価する
退職後給付（第2フェーズ）	<ul style="list-style-type: none"> 「より長期のプロジェクト」として識別 IASBは、IAS第19号「従業員給付」の改訂（2011）を完了した際に、年金及び関連する給付のより根本的な見直しの一環として検討を要する事項があることを示唆している <p>※2013年7月29日時点のIASBの作業計画(Work Plan)によれば、アジェンダ・コンサルテーション2015後まで準備作業は行われない予定</p>

IASBで議論されているトピックス

2011年6月の改訂IAS第19号の公表後、IASB及び解釈指針委員会で議論されたIAS第19号に関するトピックスには以下のものがある。

(1) 従業員拠出の会計処理

確定給付制度の中には、従業員及び第三者（以下「従業員等」）に制度への掛金拠出を要求するものがあり、改訂IAS第19号は、当該拠出に関する会計処理を扱っている。2012年5月に解釈指針委員会は、従業員拠出の会計処理の明確化を求める要望

*1 IASBが公表したアジェンダ・コンサルテーション2011のフィードバック・ステートメントでは、今後3年間で優先する調査研究プロジェクト（優先的調査研究プロジェクト）、調査はするもののその性質と複雑性のためIASBが論点整理又は調査研究文書の公表を今後3年以内に予定しないプロジェクト（より長期のプロジェクト）等の作業プログラムを示している。

を受けた。解釈指針委員会での数回の議論を経て、IASBは2013年3月に従業員拠出の会計処理を修正する公開草案「確定給付制度：従業員拠出（IAS第19号の修正案）」を公表している。これは、要求事項の複雑性に関して提起された懸念に対応するため、一定の要件に該当する場合に限り、より単純明快な代替案（実務上の便法）の使用を認める提案を行っているものである。当公開草案で提案されている主な修正内容は以下の2点である。なお、コメントの募集は2013年7月25日までであり、2013年7月29日時点のIASBの作業計画によれば、基準の公表は2013年第4四半期に予定されている。

① 勤務費用の減額

IAS第19号第93項は、従業員等の拠出は勤務費用の減額又は確定給付負債（資産）の純額の再測定の見直しとなることとされている。従業員等の拠出が勤務に連動している場合、負の給付として勤務期間に帰属されることになる。

当公開草案は、従業員等からの拠出が、それを支払うべきこととなる期間と同じ期間に提供された従業員の勤務のみに連動している場合に、かつ、その場合にのみ、当該拠出を当該期間の勤務費用の減額として認識することができるとする実務上の便法を加えている。この実務上の便法の要件を満たす一例は、拠出が従業員の給与の固定率で、その比率が従業員の事業主に対する勤続年数に依存していないような拠出であろうとしている。

② 負の給付の期間帰属

従業員等の拠出が勤務に連動している場合、負の給付として勤務期間に帰属されることになるが、どのように期間帰属させるべきなのか不明確であった。特に、IAS第19号第70項後段の後加重の判定を正味の給付について行うべきなのか、総額の給付と負の給付について別々に行うべきなのかが不明確であった。

当公開草案は、こうした拠出による負の給付は、総額での給付を第70項に従って帰属させるのと同じ方法で勤務期間に帰属させるべきであることを明示することを提案している。

(2) 拠出ベース約定の会計処理

2008年3月の論点整理では、「拠出要素」と「収益要素」の合計額で決定されるもの（すなわち累積型の給付算定式で規定されるもの）について、「拠出ベース約定（Contribution-Based Promises）」というカテゴリを新たに設け、これに属するものについては、債務を公正価値で評価することが論点として示されていた。しかし、変更内容が広範囲に及ぶことから検討は先送りされ、第2フェーズにおける根本的な見直しの一環として検討されることとさ

れていた。

2012年5月の解釈指針委員会は、IASBが当面、拠出ベース約定の会計処理を扱わないという決定や、そのような年金契約の会計処理に関する継続的な懸念を踏まえて、2002年から2006年にかけて検討された解釈指針案D9「拠出金又は名目的拠出金に係る約定収益のある従業員給付制度」の公表時に行った作業を再検討することを決定した。

この論点に関する主な課題として、「対象とする従業員給付制度の範囲」及び「従業員給付制度の測定方法」があげられる。

論点整理における拠出ベース約定は、非常に幅広い概念であり、日本における確定拠出年金、キャッシュバランスプラン、ポイント制等が該当すると考えられていた。一方、今回の解釈指針委員会の再検討では、検討範囲を解釈指針案D9のものと同様にすると暫定的に決定した。そのため、再検討の対象となるであろう従業員給付制度は、論点整理における拠出ベース約定と比べると狭い範囲となっている。今回の検討対象に含まれるであろう制度の一例としては、毎年の給与の一定割合とその利息による累積で給付額が規定される制度で、利回りが例えば特定の株価指数に連動するようなものがあげられる。

従業員給付制度の測定方法に関する論点は、「割引率」、「高い方の選択権の測定」の2つが識別されている。割引率に関してはIAS第19号が求める利率（通常、優良社債の利回り）と給付を定める利回りととの差をどのように取り扱うか、高い方の選択権の測定に関してはオプション価値の測定方法が主な論点である。

直近の2013年7月の解釈指針委員会は、合意した範囲は、想定していたよりも幅が広い可能性があることに着目した。しかし、この論点の会計処理に関する継続的な懸念及びその結果生じる実務の不統一を踏まえて、解釈指針委員会は、合意した範囲に基づいてこのプロジェクトを進めることを暫定的に決定した。

(3) 割引率：優良社債の定義

IAS第19号第83項によると、退職後給付債務の割引に使用する率は、報告期間の末日の「優良社債」の市場利回りを参照して決定しなければならないとしているが、IAS第19号はどの社債が優良社債に該当するのかが特定していない。

2012年10月に解釈指針委員会は、この割引率の決定に関するガイダンスを求める要望を受けた。要望提出者は、

- 過去の一般的な実務では、一般に認められた格付機関が付与する最上位2段階の格付け（例えば、「AAA」と「AA」）の一方を受けている社債は通常、優良社債と考えられてきた

- 金融危機により、「AAA」又は「AA」の社債の数が、著しく減少している

とし、「AA」よりも低い格付けの社債を優良社債と考えることができるかどうかを質問した。これは、IAS第19号における優良社債は、絶対的な基準で考えるべきか、それとも、相対的な基準で考えるべきかという問いかけである。

この論点について、解釈指針委員会では2013年9月1日現在まで計5回、IASBでは1回審議が行われている。直近の2013年7月の解釈指針委員会は、IAS第19号第83項は「優良 (high quality)」という用語を用いており、これは、信用の質として絶対的概念を反映し、与えられた社債の母集団との比較による信用の質という相対的概念を反映するものではない(例えば、「最も高い質 (the highest quality)」という用語を用いていれば、相対的な概念となる)ことに留意した。

解釈指針委員会は、これまでの議論の結果、割引率の算定についての要求事項に関する追加的なガイダンスの公表又は当該要求事項の変更は、範囲が広すぎて、解釈指針委員会が効率的な方法で対処することができないであろうと考えた。したがって、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。

(4) 割引率：税引前・税引後

2013年2月に解釈指針委員会は、確定給付制度債務の計算に関するガイダンス、特に、IAS第19号に従って確定給付制度債務の計算に使用する割引率は、税引前又は税引後の率のいずれとすべきなのかを明確化するように求める要望を受けた。

要望提出者の法域における税制は、次のように要約できる。

- 企業は、制度に対して行う拠出金について損金算入を受ける
- 制度は、受け取った拠出金及び稼得した投資収益に係る税金を支払う。しかし、
- 制度は、支払った給付について損金算入を受けない

解釈指針委員会は次の事項に留意した。

- IAS第19号第76項 (b) (iv) は、確定給付制度債務の測定の文脈の中で、支払うべき拠出金及び給付に係る税金のみに言及している
- IAS第19号第130項は「制度資産に係る収益

を算定する際に、企業は、制度資産の運営管理に係る費用及び制度自体による未払税金(確定給付制度債務の測定に使用された数理計算上の仮定に含まれている税金を除く)を減額する」と述べている

- IAS第19号BC130項によると、当該債務の測定は、制度が実際に保有する制度資産の測定とは独立したものとすべきである

したがって、解釈指針委員会は、確定給付制度債務の計算に使用する割引率は税引前とすべきであると考えた。上記の分析に基づいて、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

(5) 割引率：地域市場における論点

IAS第19号第83項は、割引率は優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならないとしているが、そのような債券について厚みのある市場が存在しない「国」では、国債の市場利回りを使用しなければならないとしている。

2013年6月に解釈指針委員会は、これに関し、同一の通貨を共有する複数の国々で構成される地域市場(例えば、ユーロ圏)への適用に関する明確化を求める要望を受けた。すなわち、優良社債について厚みのある市場が存在するかどうかの評価を、国レベルで行うべきか、通貨圏レベルで行うべきかである。

解釈指針委員会は、IAS第19号第83項では、社債又は国債の通貨及び期日は、退職後給付債務の通貨及び見積期日と整合しなければならないと述べていることに留意した。したがって、割引率を算定する際に、他の国々で事業を行っている企業が発行する優良社債(これらの債券が給付の支払通貨で発行されている場合)を含めなければならないことを明確化するため、解釈指針委員会は、IASBがIAS第19号第83項の修正を年次改善を通じて行うよう提案した。したがって、優良社債についての市場の厚みは、国レベルではなく通貨レベルで評価すべきである。

この論点は、今後、IASBで審議される見込みである。

以上